

## 第2回 公共交通検討幹事会 議事要旨

1 日時 令和3年5月24日（月）14時00分～15時00分

2 場所 WEB開催

3 出席者

No	区分	所属	氏名	WEB出欠
1	一般旅客自動車 運送事業者等	一般社団法人福島県タクシー協会 いわき支部 支部長	門馬 成美	○
2	一般乗合旅客自動車 運送事業者	新常磐交通株式会社 取締役	門馬 誠	○
3	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 企画室長	小川 郁夫	書面
4	国	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局 首席運輸企画専門官	越戸 直	○
5	県	福島県いわき地方振興局 県民生活課長	渡邊 智伊	書面
6	市	いわき市総合政策部 スマート社会推進課長	松本 雄二郎	○
7		いわき市文化スポーツ室・観光交流室 観光交流課長	駒木根 通人	書面
8		いわき市都市建設部 都市計画課長	紺野 克彦	○
9		いわき市都市建設部 総合交通対策担当課長	渡邊 直	○幹事長

アドバイザー

1	学識経験者	独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校 ビジネスコミュニケーション学科 教授	芥川 一則	○
2	学識経験者	福島大学 経済経営学類 准教授	吉田 樹	○

- ・ 事務局：いわき市都市建設部総合交通対策担当
- ・ 幹事長：いわき市都市建設部総合交通対策担当課長 渡邊 直

## 4 概要

### (1) 開会

司会による開会の宣言

### (2) 委員紹介

司会から委員の紹介

### (3) 幹事長あいさつ

幹事長の渡邊委員による挨拶

### (4) 協議

#### 《確認事項》

- ① これまでの経緯について  
策定する各計画の概要について、事務局より説明。
- ② 都市交通の目標案について  
基本目標（案）と4つの基本方針（案）について、事務局より説明。
- ③ 公共交通ネットワーク方針案について  
公共交通ネットワークの基本的な考え方について、事務局より説明。
- ④ 地域公共交通計画策定までのスケジュール案について  
各計画策定までのスケジュールについて、事務局より説明。
- ⑤ 基本方針（案）について  
目標達成のための具体的事業の方向性について、事務局より説明。
- ⑥ いわき市地域公共交通計画の体系について  
次回幹事会（7月）で検討する具体的な取り組み案について、事務局より説明。

#### 《検討事項》

- ① 地域公共交通計画の基本方針、目標及び目標達成のための具体的事業の方向性について、目標を達成するための具体的な取り組み案について、事務局より説明。
- ② 計画の推進体制（公共交通に関する部分）の方向性について、先端技術を活用した次世代交通システムに関する幹事会の立ち上げについて、事務局より説明。

### (5) その他

### (6) 閉会

## 5 配布資料

次第

出席者名簿

資料：説明資料（第2回公共交通検討幹事会）

別冊参考資料：地域公共交通利便増進実施計画（大臣認定）の事例

別紙1：公共交通検討幹事会運営要領

別紙2：意見照会様式

## 6 委員からの主な意見と事務局の考え（要旨）

○：委員   ➡事務局   ➤：アドバイザー

### 《確認事項》

#### ③ 公共交通ネットワーク方針案について

- 基幹・支線バスの区分けについては、いわき市の場合、一般的な都市（一極集中都市）とは意味が異なると考えている。いわき市が定める支線バスの中には拠点間を結ぶバスも含まれている。基幹バスと支線バス、それ以外の拠点間を結ぶバスといった形があるのではないか。また、基幹バスや支線バスは、具合的にどの系統を指すのか明らかにし、どの系統を補助対象とするのかについて、ラインナップし、議論する必要がある。

### 《検討事項》

#### ① 計画の基本方針、目標及び目標達成のための具体的事業の方向性について

- 基本目標Ⅰ（案）に「乗りたくなる公共交通の構築」とあるが、「選ばれる公共交通の構築」としてはどうか。仮に、乗りたくなる公共交通とするならば、水素バスといった珍しさや、新しい外観であるといったことが必要である。バス・タクシーともに外観がこれまでと同じであっても、交通手段の選択肢として選ばれるといった意味が基本目標Ⅰ（案）にはあるのではないか。
- ➡ 事務局としては、公共交通を選んで欲しいという意味合いを含めて、基本目標Ⅰ（案）を立てている。各委員の意見を踏まえて、基本目標Ⅰ（案）は「選ばれる公共交通の構築」に変更する方向で調整する。
- 目標を達成するための具体的な取り組み案として、「市街地における相乗りタクシー（いわき版ライドシェア）とあるが、ライドシェアという言葉は、定義が曖昧であるため、あえてライドシェアといった名称を使う必要はないのではないか。具体的に何を行うか、伝わる名称とすべきである。
- ➡ 多くの世代に相乗りタクシーを利用して頂けるよう、具体的に何を行うのか、伝わるような名称に表現を改めたい。
- 目標を達成するための具体的な取り組み案として、「市街地における相乗りタクシー（いわき版ライドシェア）とあるが、相乗りタクシーとは、乗合タクシーを指すのか。道路運送法に定める営業行為とは異なるのか。また、法体系も異なるのか。
- ➡ 道路運送法第4条（乗合い）とは異なり、通常のタクシー事業として行う。アプリ上で行先が同じ人をマッチングさせ、タクシー会社が目的地に運ぶといったやり方である。
- 補足すると、一般乗用事業とは、車両定員が11人未満の貸切事業である。したがって、“運んでもらいたい人”と“運ぶ人”の一对一の契約が成立することが前提である。相乗りタクシーで用いるアプリとは、第三者企業であり、アプリを運用する企業とタクシー会社の一对一の契約方法になる。つまり、アプリが“乗りたい人”を集め、タクシー会社が“乗せたい人”を運ぶといった体系が、乗用タクシーの相乗り事業である。

## ② 計画の推進体制（公共交通に関する部分）の方向性について

- 地域公共交通計画策定後、MaaSなどの先端技術を活用した事業についての協議及び調整を行う「(仮)新モビリティサービス検討幹事会」を公共交通検討幹事会と別に立てることについては良いと考える。これにより、公共交通検討幹事会では、既存の公共交通であるバス・タクシーの活用に特化することができると思う。
  
- 「(仮)新モビリティサービス検討幹事会」で活用する先端技術に関しては、時代の流れを考えながら進める必要がある。今後10年、20年先を確実に予測することは不可能であり、できることをケーススタディで進めていくことが重要である。  
例えば、キャッシュレス化など、今後20年後、確実に社会全体に普及する技術に関して公共交通が先導的に進めることも重要である。
- ➡ 他地域の事例や先端技術の開発状況を注視しつつ、いわき市のニーズに合った先端技術を取り入れていく必要があると考える。これに関しては、市民や事業者の意見を聞きつつ、考えていきたい。
  
- 次世代タクシーなど、新技術を取り入れることも良いが、アナログなものであってもお客様に喜んでもらえることが重要であると思う。例えば、トイボはドライバーが親切であると好評であった。

以上